



平成 27 年 4 月 8 日

各 位

会社名 株式会社乃村工藝社
代表者名 代表取締役社長 渡辺 勝
(コード番号 9716 東証第一部)
問合せ先 取締役コーポレート本部長 吉本 清志
(TEL. 03 - 5962 - 1119)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 4 月 8 日開催の取締役会において、平成 27 年 5 月 21 日開催予定の第 78 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- ①経営に対する監督機能の充実および今後の経営基盤の強化をはかるため、現行定款第 19 条（員数）に定める取締役の員数を 8 名以内から 12 名以内に変更するものであります。
- ②当社定款におきましては社外取締役および社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう第 28 条（取締役の責任免除）および第 36 条（監査役の責任免除）を規定しております。今般、会社法第 427 条の改正により責任限定契約を締結できる役員の範囲が拡大されたことにもとない、業務執行を行わない取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、定款 28 条および第 36 条の規定を改正するものであります。なお、定款第 28 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

(下線は変更部分)

現行定款	変 更 案
<p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p><員 数> 第 19 条 当社の取締役は、<u>8 名以内</u>とする。</p> <p><取締役の責任免除> 第 28 条 <省 略> 2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外</u>取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p><員 数> 第 19 条 当社の取締役は、<u>12 名以内</u>とする。</p> <p><取締役の責任免除> 第 28 条 <現行どおり> 2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く）</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

現行定款	変更後
<p data-bbox="394 264 890 305">第5章 監査役および監査役会</p> <p data-bbox="266 359 632 400"><監査役の責任免除></p> <p data-bbox="266 409 684 451">第36条 <省 略></p> <p data-bbox="333 457 1020 736">2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p data-bbox="1184 264 1680 305">第5章 監査役および監査役会</p> <p data-bbox="1056 359 1421 400"><監査役の責任免除></p> <p data-bbox="1056 409 1549 451">第36条 <現行どおり></p> <p data-bbox="1144 457 1814 736">2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 27 年 5 月 21 日

定款変更の効力発生日

平成 27 年 5 月 21 日

以 上